

平成 25 年 10 月 28 日

各位

一般社団法人 日本溶接協会
レーザ溶接及び切断の安全基準原案作成委員会
委員長 豊貞 雅宏

日本溶接協会規格 WES XXXX「レーザ溶接及び切断の安全基準」
に対するパブリックコメント募集の結果について

(一社)日本溶接協会では、この度、標記WES規格案に対して、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集いたしました。意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、レーザ溶接及び切断の安全基準原案作成委員会での審議の結果、別紙のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

以上

《問合せ先》

- ・ FAXの場合 FAX 番号：03-5823-5244 (一社) 日本溶接協会 規格委員会 事務局
- ・ 郵送の場合 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20 (一社) 日本溶接協会 規格委員会 事務局
- ・ 電子メールの場合 e-mail アドレス/it-center@jwes.or.jp (一社) 日本溶接協会 規格委員会 事務局

なお、電話による御問合せには対応しかねますのであらかじめご了承ください。

以上

(別紙)

日本溶接協会規格 WES XXXX 「レーザー溶接及び切断の安全基準」に寄せられた意見に対する対応

(注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その主旨、概要を取りまとめて示しています)

整理番号	対応条項	提出されたご意見	対応方針 (案)	理由
1	本文2ページ 4.1.1 ビーム伝送系 3行目	「...等の光学部品はすべてカバーもしくは被覆材に覆われ、伝送される構造とする。」とありますが、単にカバーもしくは被覆材とするのでは無く、レーザー光を遮る材質・構造・機構等、レーザー光を遮断する機能を持ったカバーもしくは被覆材とした方が良いと思われます。	ご意見を拝承し、「...等の光学部品はレーザー光を遮断する機能を持ったカバーもしくは被覆材に覆われていなければならない。」と修正。	ご意見の通りですので、文章を見直しました。
2	全般 (用語及び定義について)	「レーザー安全管理者 (JISC6802)」、「レーザー機器管理者 (本案 5.1 項)」、「レーザー管理技術者 (LPF 規格)」等、規格により同様の業務で複数の名称が定義されている。	本文の「レーザー機器管理者」を「レーザー安全管理者」に修正。	JISでは、レーザー安全管理者、厚生労働省基発ではレーザー機器管理者、またLPF規格ではレーザー管理技術者と用語が定義されており、当原案では厚生労働省基発の用語を使用致しましたが、ご意見を検討の上、JISの「レーザー安全管理者」に準ずることにしました。
3	全般 (適用範囲について)	適用範囲がレーザー溶接・切断に限定されていますが穴明けや表面処理についても適用範囲に加えてはどうか。	原案のままとする。	穴明けや表面処理については、内容が多々異なるため、今回は溶接と切断に限定させて頂きました。